

公益財団法人永井記念薬学国際交流財団  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人永井記念薬学国際交流財団（以下「本法人」という。）の定款第16条及び第33条に基づく評議員及び役員の報酬について定める。

(定義等)

第2条 この規程において用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 定款16条並びに第33条に定めるとおり、本法人の役員及び評議員は無報酬とする。

(公表)

第4条 本法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 本規程は、公益財団法人永井記念薬学国際交流財団の設立の登記の日より施行する。（平成23年6月16日理事会議決）

附 則 本改正は、平成24年6月13日より施行する。（平成24年6月13日理事会及び平成24年度定時評議員会議決）